

別紙 1

「アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和53年5月2日 53農蚕第3029号 農蚕園芸局長通知) 新旧対照表(案)

改正後	現 行
<p>植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のガーネット種、スウィートハート種、チュレーン種、ツラーレ種、バン種、ピング種、ブルックス種、ラビン種、ランバート種及びレーニア種のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 こん包及びこん包場所 (1) (略) (2) こん包場所 消毒終了後にこん包される場合、告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア～ウ (略)</p>	<p>2 こん包及びこん包場所 (1) (略) (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア～ウ (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 (略) ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合 <u>(ア) 所定の葉量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。</u> <u>(イ) ガス濃度の測定に用いられるパイプは、収着性の小さい材質であるとともに、測定点としてくん蒸施設中央部の上、中及び下の3点の空間部に設置されていることを確認すること。</u> <u>(ウ) 消毒開始前に、ガス濃度測定機器は0.5mg/l以上の精度を有したものであり、適切に校正されたものであることを確認すること。</u> <u>(エ) 生果実の積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。</u> <u>(オ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。</u> <u>(カ) くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラム毎立方メートル(ミリグラム毎リットル)で表した数値とくん蒸時間数との積(以下「CT値」という。)は、くん蒸中のガス濃度から次により計算するものとし、CT値が所定の値以上であることを確認すること。なお、ガス濃度は(イ)において定める3点の臭化メチル濃度を測定し、その3点の平</u></p>	<p>4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 (略)</p>

均測定値を用いるものとする。

$$\text{CT 値 (mg} \cdot \text{h} / \ell) = (7.5C_{15} + 22.5C_{30} + 45C_{60} + 30C_{120}) / 60$$

$C_n$  : n 分後のガス濃度 (mg/ℓ)

(キ) (カ) により求めた CT 値が所定の値を下回った場合は、くん蒸時間を次の計算式により求めた時間分が延長されたことを確認すること。なお、延長時間は5分単位で切り上げること。

$$\text{延長時間 (分)} = 60(61.9 - \text{CT 値}) / C_{120}$$

(ク) こん包してくん蒸する場合には、こん包の通気性を確認すること。

イ 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア) 所定の薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

(イ) 1回に処理する生果実の量がかん蒸施設の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。

(ウ) くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(2) (略)

5・6 (略)

ア 告示4に定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われたことを確認すること。

イ 1回に処理する生果実の量がかん蒸施設の内容積の50パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたことを確認すること。

ウ くん蒸中は常時ガスの循環が行われたことを確認すること。

(2) (略)

5・6 (略)